

【決議】

地方自治にも法治主義にも反する辺野古新基地建設を、科学者のあらゆる知見を使って阻止しよう

沖縄県辺野古新基地建設工事において、沖縄防衛局は、2018年夏にも護岸内に土砂を投入し始めるとの報道がなされています。これに対して、翁長雄志知事は、広範な沖縄県民の世論を背景に、公有水面埋立法上の権限に基づいて、近く、沖縄防衛局を事業者とする公有水面埋立承認処分を撤回するべくとりくみを進めています。沖縄県では、県民が「住民自治」の精神に基づいて、沖縄の基地負担軽減、辺野古新基地建設反対のとりくみを進めています。そして、翁長雄志知事がこの沖縄県民の世論を背景に、「団体自治」の精神に基づいて、「環境保全及び災害防止について十分配慮」（公有水面埋立法4条1項2号）すべく、公有水面埋立法をはじめとする県知事の持てる権限を総動員して、「あらゆる手段で」同基地建設を阻止するために、事業者である沖縄防衛局および安倍政権に対して、自治体と政府は対等との立場から、毅然と対峙しています。

政府は、一方では、沖縄県民の正当な反対・抗議活動に対して警察力を動員した弾圧を加えつつ、他方では、工事に際して本来法令上必要な知事の許可をとることなく、工事を「粛々と」強行しています。すなわち、「漁業権の設定されている漁場」における工事なので、県規則に基づく県知事の「岩礁破碎許可」が必要であるにもかかわらず、水産庁長官が同法を当該工事直前に解釈変更することによって、名護市漁業協同組合が直前に漁業権免許を放棄したことで、すでに規則違反ではなくなったとして、知事の許可なく工事可能だとしたのです。法律に基づいてしか行政活動が許されない国家権力が、法解釈を便宜的に変更して、あたかも基地用地造成工事が可能となったかに振る舞う、恣意的な解釈変更を行ったのです。加えて、重大なことに、このような政府の不当な法解釈変更をチェックすべき裁判所が、その司法判断すらも放棄したのです（3月13日、那覇地方裁判所）。

しかしながら、沖縄防衛局が実施した調査等のなかで、この工事区域内では、海底に活断層や軟弱地盤が存在することや、サンゴ等に対する環境保全措置が必ずしも十分ではなかったことも、明らかになってきています。このなかで、公有水面埋立法でいう「環境保全及び災害防止」措置が不備であることが、明らかになりつつあります。

辺野古新基地建設工事は、地方自治にも法治主義にもまっ向から抵触します。法を支配の便利な道具としてしか考えない一連の政府の対応を、私たちは絶対に容認できません。「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会」、沖縄県議会、沖縄県市町村関係4団体、市町村、市町村議会は、2013年1月28日、連名で安倍晋三内閣総理大臣に対して、「オスプレイ配備撤回」とともに「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」を「建白書」として求めました。この建白書に代表される「オール沖縄」のとりくみこそ、住民自治の精神を体現した、理のある行為です。

日本科学者会議は、この建白書に代表される「オール沖縄」の精神に連帯し、地方自治にも法治主義にも反する辺野古新基地建設を阻止する1点で全国に連帯したとりくみを追求します。その際に、科学の持てる「あらゆる手段」で、知見をふりしぼって沖縄県民および沖縄県とともにたたかうことを表明します。

2018年5月27日

日本科学者会議第49回定期大会